

○静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則

平成24年1月31日

教育委員会規則第2号

改正 平成29年3月31日教委規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が静岡市駿河区高松地内に設置する静岡市旧マッケンジー住宅(以下「マッケンジー住宅」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 マッケンジー住宅の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平29教委規則22・一部改正)

(休館日)

第3条 マッケンジー住宅の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合を除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日(当日が土曜日又は日曜日に当たる場合を除く。)

(3) 12月26日から翌年の1月5日までの日

(平29教委規則22・一部改正)

(入館の制限)

第4条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マッケンジー住宅への入館を拒否し、又はマッケンジー住宅からの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) マッケンジー住宅の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育長が必要があると認めるとき。

(平29教委規則22・一部改正)

(入館者の遵守事項)

第5条 マッケンジー住宅の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。

(2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) マッケンジー住宅の施設、備品、樹木等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長がマッケンジー住宅の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(平29教委規則22・一部改正)

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日教委規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。
- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。